

2011年2月15日

金融庁による業務改善命令について

スタンダードチャータード銀行在日支店(CEO:クリストファー・R・ナイト)は、以下のとおり金融庁より業務改善命令を受けましたので、ここにご報告申し上げます。これは、昨年2月より実施されました通常検査における指摘事項に関連し、銀行法第47条第2項、第4項及び第26条第1項に基づき発動されたものです。

業務改善命令の内容は以下の通りです。

1. 法令等遵守(コンプライアンス)にかかる内部管理態勢(人的構成と体制の構築を含む)を以下の観点から構築すること。
 - 1) 法令等遵守にかかる経営姿勢及び責任体制の明確化
 - 2) 法務・コンプライアンス機能の再構築・整備
 - 3) 役職員の法令諸規則に対する理解と遵守の徹底及び法令遵守意識の醸成・向上
 - 4) 法令諸規則に則った適正な業務運営・管理を確保するための監査体制・方法等の抜本的な見直し、実効性のある監査及び監査後のフォローアップの実施
2. 上記1.、並びに検査結果通知及び報告命令で指摘された事項にかかる業務の改善計画(前回検査で指摘された事項に対する業務改善の実効性の検証を含む)を平成23年3月15日までに提出し、直ちに実行すること。また、必要に応じ、顧客保護のため万全の対応をとること。
3. 上記2.の実行後、当該業務の改善計画の実施完了までの間、平成23年5月末を第一回目とし、以後、3ヶ月毎に計画等の進捗・実施及び改善状況をとりまとめ、翌月15日までに報告すること。

弊行は今般の処分を厳粛に受け止め、お客様をはじめとする関係者各位にご心配・ご迷惑をお掛けしましたことを深くお詫び申し上げます。昨年の検査以来、弊行在日支店におきましては、業務上の問題点を特定し、再発防止に向けて、指摘された問題の改善措置にすでに着手しております。弊行は、今後も業務手順および内部管理態勢のさらなる改善に取り組むとともに、日本での130年にわたるお客様とのお付き合いを糧とし、今後も引き続き、お客様本位の事業を展開して参る所存でございます。なお、今般の行政処分は、弊行のお客様へのサービスに影響はございません。

本件に関するお問い合わせは下記にて承ります。

スタンダードチャータード銀行
コーポレート・アフェアーズ部
Tel: 03-5511-1245 / Fax: 03-5511-9311
CA.japan@sc.com